## 【ポスター発表】

## DV被害者支援における市配置の婦人相談員(女性相談員)の役割に関する検討

○ 奈良教育大学教育学部 岩本 華子(6144)

山中 京子 (大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類 · 4 1 2 9)

増井 香名子 (大阪府立大学大学院人間社会学研究科博士後期課程・7166)

松下 啓子 (元大阪府立大学大学院人間社会学研究科博士前期課程・7745)

児島 亜紀子 (大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類・2765)

キーワード: DV被害者・婦人相談員(女性相談員)・支援役割

### 1. 研究目的

本研究は、DV被害者が「暴力のある生活」から「暴力のない生活」に状況を変化させ さらに生活の再建を図るプロセスにおいて市配置の女性相談員より得た支援を調査により 明らかにし、そのプロセスにおける女性相談員の果たす役割を検討することが目的である。

## 2. 研究の視点および方法

女性相談員は、昭和 31 年に施行された売春防止法に規定され、法律名は婦人相談員である。また、平成 13 年施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、DV防止法)においては、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行うとされている。都道府県の婦人相談所には必置義務となっているが、市町村は任意配置をなっている。全国で 1018 名(平成 20 年 4 月 1 日現在)が配置されており、うち市の配置は 581 人である。また、2007 年のDV防止法改定では、市町村におけるDV防止および被害者の保護と自立支援のための基本計画の策定など、市町村の果たす役割が重視されており、DV被害者から相談対応や被害者の保護、自立支援の担い手として女性相談員の配置が検討されているところである。そこで本研究では、女性相談員を配置している A 市における元DV被害者へのインタビュー調査から、市配置の女性相談員の役割に着目して支援経験の分析を行うことを通して、女性相談員の役割の検討を行う。

本研究では、過去にDV被害経験を有し、既に加害者とは離別して新しい生活を始めている20名の女性を対象に個別に半構造化面接を実施し、DVを受けていた経験から現在の生活に至るプロセスや支援を受けた経験などをうかがい、市配置の女性相談員から得た支援について質的に分析した。分析は、「暴力を受けていた時期」「暴力にある生活から逃れる時期」「暴力のない生活を開始し、現在の生活に至る時期」の3期に分けて行った。

## 3. 倫理的配慮

本調査は、日本社会福祉学会研究倫理指針に基づき実施した。調査協力者には、事前に 調査について口頭および文書にて十分に説明を行い、調査協力への同意を得た。個人情報 はすべて匿名化し、調査結果の公表過程において個人が特定されることがないように配慮 し、調査協力によって協力者の安全が脅かされることがないように最大限の注意を行った。 なお、本研究は大阪府立大学人間社会学研究科において研究倫理審査を受け、承認を得た。

## 4. 研究結果

- (1)基本属性:20人全員が女性であり、20人全員に子どもがいた。暴力を受けていた際の加害者との関係は、配偶者(婚姻あり)が19名、元配偶者が1名であり、加害者との同居期間の平均は14年であり、最長は43年、最短は4か月である。暴力を受けていた当時A市に居住していた人が12名、A市以外に居住していた人は8人である。暴力から逃れる際に一時保護制度を利用した人は9名、保護命令の申立てをした人は9名である。
- (2) DV被害者が各時期において女性相談員から受けた支援および女性相談員の役割: ○暴力を受けていた時期

この時期のDV被害者(以下、被害者と略記)は加害者からの暴力の中にあり、当初は支援とのつながりはなかった。しかし、暴力のエスカレートや受傷などをきっかけにつながった医療関係者や警察からの情報提供や、生活に困り訪れた生活保護の相談などから女性相談員につながる例があった。被害者とつながった女性相談員は被害者がおかれた状況を聞き取り、DVのメカニズムや緊急時の対応について説明を行っていた。加害者との離別の意思を持つ被害者には、社会資源や選択肢を提示しともに考えるとともに、保護命令の申立ての準備や弁護士相談につなぐなど、被害者が安全に逃れるための相談に応じていた。被害者が逃れる決意に至っていない段階では、女性相談員は被害者が関わり易い専門職(保健師等)につなぐとともに、話を聞いてほしいときや関係について悩んでいるときに相談できる存在として被害者の孤立を緩和していた。

### ○暴力のある生活から逃れる時期

この時期の女性相談員は、警察や都道府県の一時保護機能をもつ婦人相談所と連携し、被害者の緊急時の安全確保や一時保護を実施していた。また、保護命令についての情報を提供し、その申立てを具体的に支援していた。

# ○暴力のない生活を開始し、現在に至る時期

この時期の女性相談員は、母子生活支援施設の入所等の調整を行い生活していく場を提供することや、健康保険や転校などの手続きの情報提供、関係機関につなぐ支援をしていた。他市町村から逃れてきた被害者は、転校や住民票の異動、生活保護の相談をした際に各窓口の担当者から紹介され女性相談員とつながっていた。女性相談員は同じ役所内の相談や手続き窓口の調整を行い、被害者が新たな生活をスムーズに始める事を側面的かつ具体的にサポートしていた。さらにその後も、生活で困ったときに相談できる存在として被害者を心理的にサポートしていた。

#### 5. 考 察

被害者が生活を営む身近な市の窓口のDV被害者支援の専門職として、横断的かつ縦断的に支援を行う女性相談員は、被害者にとって孤立を緩和する存在であった。同時に特例での運用が多い社会資源の利用を円滑に行い、被害者が「暴力のない生活」を構築することに大きく寄与していた。住民生活に身近な市町村への女性相談員配置の促進が望まれる。